

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（利用分量割合）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 第十一条第二号及び第三号に定める事業における組合員以外の者の利用割合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>一 第十一条第二号の事業（二以上の種類の協同施設を利用させる事業を行う場合にあつては、それぞれの事業ごと） 百分の二十</p> <p>二 第十一条第三号の事業 百分の百</p> <p>（削る）</p> <p>（組合員以外の者に事業を利用させることのできる場合）</p> <p>第十一条 法第十二条第四項第三号に規定する厚生労働省令で定める事業は次の各号に掲げる事業とし、同号に規定する厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合は当該事業の区分に応じ、当該各号に定める場合（組合員による利用分量と組合員以外の者による利用分量とを区別することができる場合に限る。）とする。</p> <p>一 物品を供給する事業 次に掲げる場合</p>	<p>（利用分量割合）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 第十一条第二号から第四号までに定める事業における組合員以外の者の利用割合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>一 第十一条第二号の事業 百分の二十</p> <p>二 第十一条第三号の事業 百分の百</p> <p>三 第十一条第四号の事業 百分の二十</p> <p>（組合員以外の者に事業を利用させることのできる場合）</p> <p>第十一条 法第十二条第四項第三号に規定する厚生労働省令で定める事業は次の各号に掲げる事業とし、同号に規定する厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合は当該事業の区分に応じ、当該各号に定める場合（組合員による利用分量と組合員以外の者による利用分量とを区別することができる場合に限る。）とする。</p> <p>一 物品を供給する事業 次に掲げる場合</p>

イ 学校その他の教育文化施設又は病院、保育所その他の医療施設若しくは社会福祉施設を設置する者が当該施設の利用者に対し必要な便宜を供与する場合において、当該設置する者に対し当該便宜の供与に必要な物品を供給する場合

ロ 職域による組合が、職務その他これに準ずる理由により当該職域を訪問した者に対し物品を供給する場合

ハ 他の組合に物品を供給する場合

ニ 組合の存する地域の交流を目的とする催しを実施する場合

ホ 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合

ヘ 組合が注文に応じて物品を自宅その他の場所に配送する方法により事業を利用することを希望する者に対し、一月以内の期間を定め、試行的に当該物品を供給する場合

二 組合員の生活に有用な協同施設をなし、組合員に利用させる事業（次号に掲げる事業を除く。） 次に掲げる場合

イ 職域による組合が、職務その他これに準ずる理由により当該職域を訪問した者（訪問を予定している者を含む。）に対し当該施設を利用させる場合

ロ 離島その他交通不便の地域における施設を利用させる場合（当該地域における他の事業者の事業活動に影響を及ぼす場合を除く。）

三 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第六項に規定する納骨堂を利用させる事業 当該納骨堂を利用させる

イ 学校その他の教育文化施設又は病院、保育所その他の医療施設若しくは社会福祉施設を設置する者が当該施設の利用者に対し必要な便宜を供与する場合において、当該設置する者に対し当該便宜の供与に必要な物品を供給する場合

ロ 職域による組合が、職務その他これに準ずる理由により当該職域を訪問した者に対し物品を供給する場合

ハ 他の組合に物品を供給する場合

ニ 組合の存する地域の交流を目的とする催しを実施する場合

（新設）

（新設）

二 食堂を利用させる事業 職域による組合が、職務その他これに準ずる理由により当該職域を訪問した者に対し当該食堂を利用させる場合

三 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第六項に規定する納骨堂を利用させる事業 当該納骨堂を利用させる

場合

(削除)

(連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

第百十三条 連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、当該注記は当該各号に掲げる事項に区分しなければならない。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

ホ 開示対象特別目的会社(特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。))のうち、第二百十条第四項の規定により当該特別目的会社に資産を譲渡した組合から独立しているものと認められ、当該組合の子法人等に該当しないものと推定されるものをいう。以下同じ。)がある場合には、次に掲げる事項その他の重要な事項

- (1) 開示対象特別目的会社の概要
- (2) 開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額

場合

四 組合員の生活に有用な協同施設をなし、組合員に利用させる事業(前二号に掲げる事業を除く。)  
離島その他交通不便の地域における施設を利用させる場合(当該地域における他の事業者の事業活動に影響を及ぼす場合を除く。)

(連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

第百十三条 連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、当該注記は当該各号に掲げる事項に区分しなければならない。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

ホ 開示対象特別目的会社(特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。))のうち、第二百十条第四項の規定により当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した組合から独立しているものと認められ、当該組合の子法人等に該当しないものと推定されるものをいう。以下同じ。)がある場合には、次に掲げる事項その他の重要な事項

- (1) 開示対象特別目的会社の概要
- (2) 開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額

(規約の変更の総会の決議を要しない事項)

第五十七条 法第四十条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は次に掲げる事項とする。

一 関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理

二 第五十五条第一項第一号に掲げる事項に係る技術的事項の設定又は変更

三 第五十五条第一項第三号に掲げる事項の設定又は変更

四 第五十七条第一号イに掲げる事項の変更

五 責任共済等の事業についての共済事業規約の変更

(長期共済事業を実施する組合の資産運用の方法)

第二百一条 (略)

一〇十 (略)

十一 組合が組合に対して行う貸付けであつて、当該貸付金の使途が借り入れる組合の事業目的の範囲内であるもの(当該貸付金の使途が貸付事業を実施するための資金である場合を除き、不動産等を担保とする貸付け、当該貸付けに係る債務が債務保証法人等によつて保証されることとなつている貸付け又は当該貸付けに係る損失が債務保証法人等によつて補償されることとなつている貸付けに限る。)

(規約の変更の総会の決議を要しない事項)

第五十七条 法第四十条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は次に掲げる事項とする。

一 関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理

(新設)

二 第五十五条第一項第三号に掲げる事項の設定又は変更

三 第五十七条第一号イに掲げる事項の変更

四 責任共済等の事業についての共済事業規約の変更

(長期共済事業を実施する組合の資産運用の方法)

第二百一条 (略)

一〇十 (略)

十一 組合が組合に対して行う貸付けであつて、当該貸付金の使途が借り入れる組合の事業目的の範囲内であるもの(ただし、不動産等を担保とする貸付け、当該貸付けに係る債務が債務保証法人等によつて保証されることとなつている貸付け又は当該貸付けに係る損失が債務保証法人等によつて補償されることとなつている貸付けに限る。)

十二 (略)

254 (略)

(短期共済事業のみを実施する組合の資産運用の基準)

第二百二条 (略)

一5十一 (略)

十二 組合が組合に対して行う貸付けであつて、当該貸付金の使途が借り入れる組合の事業目的の範囲内であるもの(当該貸付金の使途が貸付事業を実施するための資金である場合を除き、不動産等を担保とする貸付け、当該貸付けに係る債務が債務保証法人等によつて保証されることとなつている貸付け又は当該貸付けに係る損失が債務保証法人等によつて補償されることとなつている貸付けに限る。)

十三 (略)

2・3 (略)

第二百十条 法第五十三条の二第二項に規定する子会社その他厚生労働省令で定める特殊の関係にある者は、次に掲げるものとする。

一 当該組合の子法人等であるもの

二 当該組合の関連法人等であるもの

2・3 (略)

4 特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。)に享

十二 (略)

254 (略)

(短期共済事業のみを実施する組合の資産運用の基準)

第二百二条 (略)

一5十一 (略)

十二 組合が組合に対して行う貸付けであつて、当該貸付金の使途が借り入れる組合の事業目的の範囲内であるもの(ただし、不動産等を担保とする貸付け、当該貸付けに係る債務が債務保証法人等によつて保証されることとなつている貸付け又は当該貸付けに係る損失が債務保証法人等によつて補償されることとなつている貸付けに限る。)

十三 (略)

2・3 (略)

第二百十条 法第五十三条の二第二項に規定する子会社その他厚生労働省令で定める特殊の関係にある者は、次に掲げるものとする。

一 当該組合の子法人等であるもの

二 当該組合の関連法人等であるもの

2・3 (略)

4 特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。)に享

受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した組合から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、当該組合の子法人等に該当しないものと推定する。

(解散の認可申請)

第二百三十四条 法第六十二条第二項の規定による総会の議決による解散の認可の申請書には、理由書及び総会の議事録の謄本を添付しなければならない。

受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した組合から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、当該組合の子法人等に該当しないものと推定する。

(解散の許可申請)

第二百三十四条 法第六十二条第二項の規定による総会の議決による解散の認可の申請書には、理由書、総会の議事録の謄本、財産目録及び貸借対照表を添付しなければならない。